

## 国立国語研究所オープンアクセス方針

平成31年 1月16日  
所 長 裁 定  
改正 令和 8年 4月 1日

### (趣旨)

- 1 国立国語研究所（以下「研究所」という。）は、研究所の研究成果を研究所内外を問わず広く公開することにより、学術研究のさらなる発展に寄与するとともに、その成果を社会に還元し、地域及び国際社会の持続的発展に貢献することを目的として、オープンアクセスに関する方針を以下のように定める。

### (研究成果の公開)

- 2 研究所は、研究所及び出版社、学協会、大学等が発行する学術雑誌等に掲載された、研究所に在籍する教職員等（以下「教職員等」という。）の研究成果及びその根拠データ（以下「研究成果等」という。）を、国立国語研究所学術情報リポジトリ（以下「リポジトリ」という。）によって公開する。ただし、研究成果等をリポジトリに登録することによって、研究成果等の著作権が研究所に移転することはない。

### (適用の例外)

- 3 著作権等の理由でリポジトリによる公開が不適切であるとの申出が教職員等からあった場合、研究所は当該研究成果等を公開しない。

### (適用の不遡及)

- 4 本方針施行以前に出版された研究成果等や、本方針施行以前に本方針と相反する契約を締結した研究成果等には、本方針は適用されない。

### (リポジトリへの登録)

- 5 教職員等は、研究成果等について、リポジトリ登録が許諾される著者最終稿等の適切な版をできるだけ速やかに研究所に提供する。リポジトリへの登録、公開等、リポジトリに関する事項は、「国立国語研究所学術情報リポジトリ運用指針」（平成27年3月25日所長裁定）に基づき取り扱う。

### (その他)

- 6 本方針に定めるもののほか、オープンアクセスに関し必要な事項は、関係者間で協議して定める。

### 附則

この方針は、平成31年4月1日から施行する。

### 附則

この方針は、令和8年4月1日から施行する。